

認定生食用食肉取扱者講習会実施要領

平成23年9月21日制定

(目的)

第1 この要領は、食品衛生法第11条第1項による生食用食肉に係る規格基準（以下、「規格基準」という。）において、函館市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者（「以下、認定生食用食肉取扱者」という。）について、生食用食肉の安全確保に必要な知識を習得させるための講習会に係る事項を定めることにより、本講習会を円滑に運営することを目的とする。

(受講対象者)

第2 受講対象者は、次に掲げる業種において生食用食肉を取り扱う者とする。

なお、規格基準中、調理基準のみが適用となる施設の食品衛生責任者の場合には、本講習会の受講を要しないこととする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 食肉処理業
- (3) 食肉販売業

(講習会の実施)

第3 市立函館保健所長は、受講対象者に対し、講習会を必要に応じて行うものとする。

(講習会の科目等)

第4 講習会は、次の各号に掲げる科目について行うものとし、時間は当該各号に定めるところによる。

なお、規格基準中の加工を行う施設の食品衛生責任者にあつては、次の(3)の科目を省略することができる。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 生食用食肉の規格基準 | 1時間 |
| (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項 | 1時間 |
| (3) 食肉に関する衛生管理 | 1時間 |

(講習会の受講)

第5 講習会を受講しようとする者は、講習会申込書（別記様式第1号）を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を受理した申込者に対し、講習会当日に本人確認のできる自動車運転免許証、パスポート等を持参するよう指導し、講習会の当日に本人確認を実施する。

(修了証書)

第6 保健所長は、第3に規定する講習会を修了した者に別記様式第2号による修了証書を交付するものとする。

2 修了証書を交付された者は、修了証書を破損もしくは亡失または修了証書の記載事項に変更があった場合には、別記様式第3号による修了証書再交付申請書を施設を提出し、修了証書の再交付を受けることができる。

- 3 第1項の規定により修了証書を交付したとき，または前項の規定により記載事項の変更に係る修了証書の再交付を行ったときは，別記様式第4号による名簿に登録を行うものとする。

附則

この要領は，平成23年10月1日から施行する。

附則

平成23年9月中に実施した講習会についても，本講習会を実施したものとみなす。
また，都道府県，保健所設置市または特別区において受講した者についても同様とする。

様式（略）